

東温市分館活動補助金の概要について

1 目的

市内の分館が行う事業活動に要する経費に対して補助金を交付することにより、分館活動を基盤とした地域の教育力の向上を図ることを目的とします。

2 変更の経緯

市民大運動会の廃止に伴い、分館活動補助金交付要綱における既存の5つの事業割に、新たにスポーツ等による運動習慣の推進を図るため、「健康づくり活動事業」を追加するとともに、既存の事業割を見直すものです。

昨年度までの補助対象事業	今年度からの補助対象事業	具体例	金額
(1)分館ネットワーク活動 他の分館と連携し、スポーツ大会や文化交流会活動を行う事業	(1)環境美化活動 道路、河川等の環境美化や花植えなど美化活動を行う事業	・クリーン運動	1 万 円
(2)異世代間・家族間交流活動 分館内での三世代交流事業や世代を超えた住民交流(スポーツ・文化)活動を行う事業	(2)異世代間・家族間交流活動 昔ながらの遊びや体験活動等を通じて、異世代・家族間交流を行う事業	・老人と子どもの交流会	
(3)人の輪づくり・人材育成活動 分館内のネットワークづくりや次代の地域リーダーを育成するための事業	(3)人の輪づくり・人材育成活動 分館内のネットワークづくりや次代の地域リーダーを育成するための事業	・防災学習会 ・ふれあいサロン	
(4)地域課題活動 教育、資源、環境、福祉等地域の身近な問題について、分館全体で取り組む事業	(4)地域課題活動 教育、資源、福祉等地域の身近な問題について、分館全体で取り組む事業	・施設慰問 ・ぼかしづくり ・人権学習会	
(5)歴史伝承活動 分館内に伝わる伝統芸能、昔話や歴史(文化)等を分館で保存・育成・活用また掘り起こす事業	(5)歴史伝承活動 分館内に伝わる伝統芸能、昔話や歴史(文化)等を分館で保存・育成・活用また掘り起こす事業	・どんど焼き ・秋祭り ・亥の子	
(6)健康づくり活動 スポーツ、レクリエーションなど、地域住民に運動習慣の定着を促すため分館が主催又は参加する事業	(6)健康づくり活動 スポーツ、レクリエーションなど、地域住民に運動習慣の定着を促すため分館が主催又は参加する事業	・バレーボール交流会 ・パタンク大会 ・区民運動会 ・健康講座	5 万 円

青色・・・改正前の変更箇所

赤色・・・改正後の変更箇所

※従来の5事業の上限は、それぞれ1万円でしたが、新設した「健康づくり活動事業」の上限は、5万円とします。

※均等割3万円と戸数割(世帯数×60円)は、従来どおり変更はありません。

※補助対象となるのは、既存の5事業と同様に、「事業に要する経費のうち、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料」です。

3 補助金の流れ

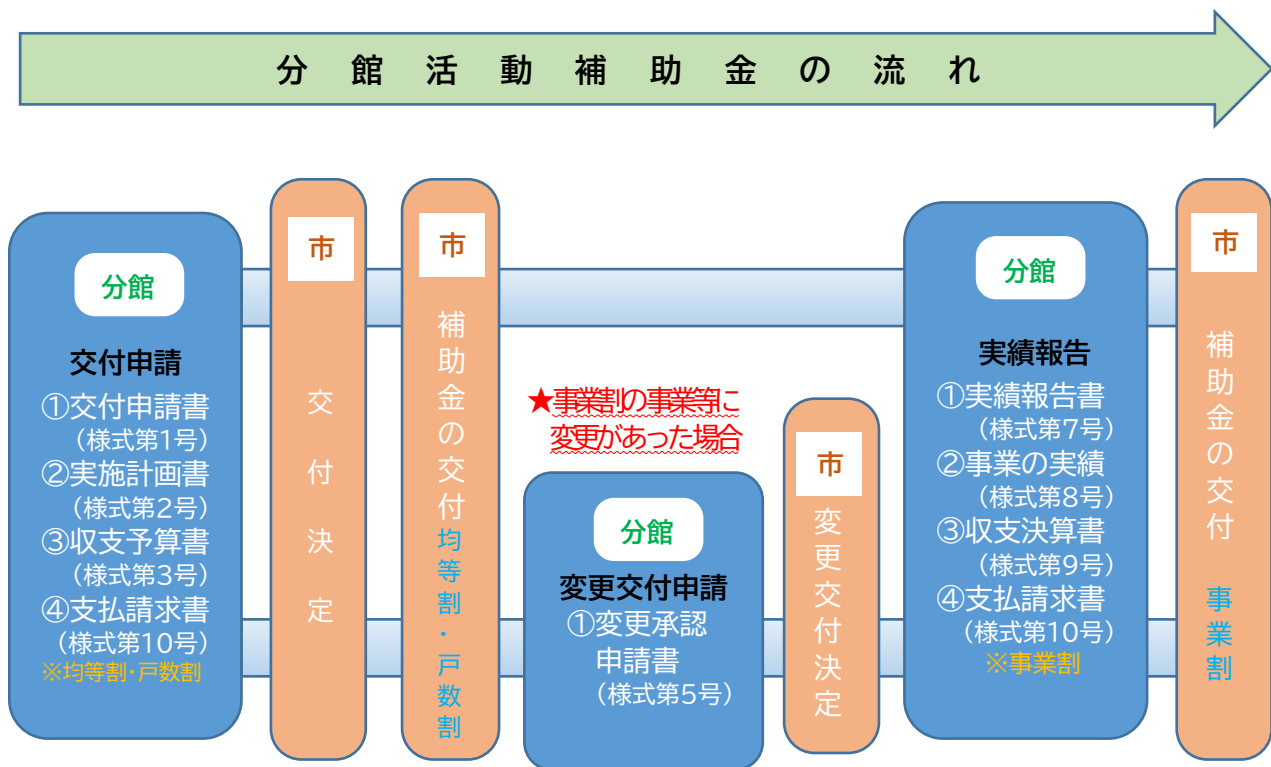
補助金は、各分館から提出される交付申請関係書類に基づき市が交付決定を行い、その後、市が各分館に対して補助金を交付します。

均等割(3万円)と戸数割(一世帯×60円)は、当該年度の6月を目途に交付しますが、事業割(既存5事業・1万円/健康づくり活動事業・5万円)については、事業完了後、実績報告の提出に基づき補助金を交付します。

なお、実績報告には、活動事業写真を必ず添付してください。

★事業割の事業等に変更があった場合は、変更承認申請書(様式第5号)に実施計画書と収支予算書の朱書き訂正をあわせて提出してください。

補助金の流れは以下のとおりです。



※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当初の事業計画が縮小するなど変更があった場合にも、実績に応じて補助金を交付します。

※今回の改正に伴い、補助金の交付申請書や実施計画書、収支予算書等の様式変更も行っています。

※分館活動補助金等についてご不明な点がございましたら、下記のところまでお問い合わせください。

4 問い合わせ・提出先

〒791-0301 東温市南方264番地 川内公民館

担当者:近藤(分館活動補助事業) 電話:966-4721 fax:966-4867